

◎平成二十三年原子力事故による被害

に係る緊急措置に関する法律

(平成二十三年八月五日法律第九一号)(参)

一、提案理由(平成二十三年七月八日・参議院東日本大震災復興特別委員会)

○佐藤正久君　ただいま議題となりました平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案につきまして、発議者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故は、発生から三か月以上過ぎた現在も、いまだ終息の兆しは見えておりません。原発から放出され

た膨大な量の放射性物質により、原発周辺の市町村の方々は、理不尽にも故郷を追われ、放射能による健康被害の危険性におびえながら、長期間にわたる避難生活を余儀なくされております。

また、広範囲にまき散らされた放射性物質により汚染された

農作物や水産物の出荷制限、あるいは避難指示等による企業活動の停止など、その影響は福島県のみならず周辺各県も含めた広い範囲に及んでおります。

これらの方々に対しましては、東京電力株式会社より仮払補償金の支払が進められているところであります。対象が限定されていること、金額についても被害者等が置かれた苦しい立場を反映したものとなつていいこと等の理由から、現在行われている仮払補償金の支払は、被害者の迅速かつ適正な救済という視点が不十分と言わざるを得ません。このような現状に鑑み、当該被害に係る対策に關し国が果たすべき役割を踏まえ、国が被害者に仮払金を支払うとともに、応急対策に關する事業に要する経費を支弁するため、地方公共団体が設ける基金について国が補助する本法律案を、思いを同じくする同僚議員とともに提出した次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、平成二十三年原子力事故による損害であつて原子力事業者が原子力損害の賠償に關する法律の規定により賠償の責めに任すべきものを特定原子力損害としております。

第二に、国は、この法律の定めるところにより、特定原子力損害であつて政令で定めるものを受けた者に対し、当該特定原

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律

三一八

子力損害を填補するためのものとして、仮払金を支払うものとしております。

第三に、仮払金の支払手続について定めております。仮払金の支払を受けようとする者は、文部科学大臣にこれを請求しなければならないものとしておりますが、仮払金の支払に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととができるものとし、さらに、支払の決定を除く仮払金の支払に関する事務の一部は、その事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に委託することができるものとしております。なお、都道府県知事が当該事務を処理し、又はその委託を行う場合には、国が必要な支援等を行うものとしております。

第四に、損害賠償との調整及び代位について定めております。特定原子力損害を受けた者が当該特定原子力損害の賠償等を受けたときは、その額の限度において、仮払金を支払わないものとしております。また、国は、仮払金を支払ったときは、その額の限度において、当該仮払金の支払を受けた者が有する特定原子力損害の賠償請求権を取得するものとし、その場合に、国は、速やかに当該損害賠償請求権行使するものとしております。

第五に、仮払金の返還、不正利得の徴収、仮払金の支払を受

ける権利の保護等仮払金に関する諸規定を整備しております。

第六に、原子力被害応急対策基金について定めております。地方公共団体が、平成二十三年原子力事故による被害について原子力災害対策特別措置法等の規定に基づいて行う応急の対策に関する事業及び特別会計に関する法律に定める財政上の措置の対象となり得る経済社会又は住民の生活への平成二十三年原子力事故による影響の防止又は緩和等を図るために行う応急の対策に関する事業に要する経費の全部又は一部を支弁するため、原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国は、予算の範囲内において、その財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体に対して補助することができるものとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとするほか、財源の確保に資するため国の資産の活用等に努めるものとすること及び原子力損害の賠償に関する制度について速やかな検討が行われるものとすること等について規定しております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。委員各位におかれましては、御審議の上、速やかに御賛同いただきたく、一日も早く、今回の事故により被害に苦しんでおられる皆様方の生活を安定させるための手助けとなりますよ

う、御協力をお願い申し上げます。

二、参議院東日本大震災復興特別委員長報告

(平成二十三年七月一五日)

○柳田稔君　ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自由民主党、公明党、みんなの党及びたちあがれ日本・新党改革を代表する佐藤正久君外九名の発議に係るものであります。

その内容は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故による災害が大規模かつ長期間にわたる未曾有のものであり、これによる被害を受けた者を早期に救済する必要があること、これらの者に対する特定原子力損害の賠償の支払いに時間を要すること等の特別の事情があることに鑑み、当該被害に係る対策に関する緊急の措置役割を踏まえ、当該被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、当該事故による損害を迅速に填補するための国による仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関する必要な事項を定めるものであります。

委員会におきましては、発議者から趣旨説明を聴取するとと

もに、被害者の早期救済の必要性、東京電力による仮払い補償金の支払状況、本法律案における国と東京電力の役割分担、原子力被害応急対策基金設立の理由、本法律案に関する修正協議の論点及びその経過の概要等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、次いで、本法律案は予算を伴うものであることをから、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、高木文部科学大臣より政府としては反対である旨の発言がありました。

続いて、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して相原久美子委員より反対、自由民主党・公明党・みんなの党及びたちあがれ日本・新党改革を代表して佐藤信秋理事より賛成、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対、社会民主・護憲連合を代表して吉田忠智委員より賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院東日本大震災復興特別委員長報告

(平成二十三年七月二一八日)

○黄川田徹君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案、いわゆる仮払い法案は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故による災害が大規模かつ長期間にわたる未曾有のものであり、これによる被害を受けた者を早期に救済する必要があることにかんがみ、事故による損害を迅速にん補しようとするもので、その主な内容は、
国が仮払金の支払いを行うこと、
原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助を行うことができるなどです。

……………(略)……………

また、仮払い法案は、参議院提出に係るもので、七月十九日本委員会に付託され、二十日には発議者を代表し参議院議員佐藤正久君から提案理由の説明を聴取した後、二十五日から質疑

に入りました。

その結果、二十六日には、機構法案に対し、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党及びたちあがれ日本の四派共同提案により、国の責務規定を設けること、国債を交付しても特別資金援助に係る資金が不足するときに限り、政府は機構に資金を交付することができるとの規定を追加するととも、機構は、原子力事業者の委託を受け、損害賠償の全部または一部の支払いを行うことができるなどと内容とする修正案が、また、仮払い法案に対し、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、みんなの党及びたちあがれ日本五派共同提案により、国が行う仮払金の支払いについて、特定原子力損害を受けた者の早期の救済のために迅速なものであり、かつ、国民負担の観点から適正なものでなければならぬとの規定を追加することなどを内容とする修正案が、それぞれ提出されました。

両修正案の趣旨の説明を聴取した後、両案及び両修正案を一括して質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、みんなの党から 機構法案に対し、原子力事業者が債務超過に陥った場合に、電力再生委員会が特別公的管理の開始を決定することなどを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、内閣の意見を聴取しました。

次いで、両案及び各修正案を一括して討論を行い、順次採決

を行った結果、機構法案につきましては、みんなの党提出の修正案は賛成少数をもつて否決され、四派共同提案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決され、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決し、仮払い法案につきましては、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十三年七月二十六日)

○梶山委員　ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正案は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案に対する国際的な議論等を踏まえ、国による仮払金の迅速かつ適正な支払いに係る規定を追加するなど、被害者の救済を図る上でなお必要な事項について定めるもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、国が行う仮払金の支払いについて、「特定原子力損害を受けた者の早期の救済のために迅速なものであり、かつ、国民負担の観点から適正なものでなければならない。」との規

定を追加することとしております。

第二に、仮払金の支払いに関する事務の一部を都道府県知事が行うこととする旨の政令を定めるに当たっては、都道府県知事に過重な負担を課すことのないよう十分に配慮するものとしております。また、主務大臣または主務大臣から事務の委任を受けた都道府県知事が仮払金の支払いに関する事務の一部を行ふにふさわしい者として政令で定める者に委託することができる事務については、会計法に基づく支出の決定及び交付の事務を除くものとしております。

第三に、この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び特定原子力損害を受けた事業者の事業を所管する大臣その他の政令で定める大臣としてしております。

第四に、この法律の施行期日を「公布の日から起算して十日を経過した日」から「公布の日から起算して四十五日を超えない範囲内において政令で定める日」に改めるものとしております。

第五に、国は、この法律の施行後おおむね二年以内に、平成二十三年原子力事故に係る原子力事業者による損害賠償の支払いの状況、この法律の施行の状況等を踏まえ、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしております。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律

一一一

以上が、本修正案の趣旨及びその概要であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年七月二六日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について遺漏なきを
期すべきである。

一 仮払金の支払に当たっては、原子力損害の賠償の迅速かつ
適切な実施等のために別途新たに措置される制度等との有機
的連携を図ること。

二 被害者の早期の救済のため、仮払金の支払に係る体制を早
急に整備し、迅速な支払に努めること。

三 仮払金の支払に当たっては、原子力事業者が国の求償に応
じることを事前に確認する手続きを行う等、国民負担が生じ
ないよう必要な措置を講じること。

四 原子力事業者と国がそれぞれ仮払いを行うことによる混乱
や遅延を生じることのないよう必要な措置を講じること。

五 本法律案に当面必要な経費については、今年度第二次補正
予算に計上された東日本大震災復旧・復興予備費等で対応す
るものとすること。